

## 宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この要綱において「対象者」とは、宇部市内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により宇部市が行う国民健康保険の被保険者とした者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とした者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の同規定による対象者は山口県内に居住地を有するものに限る。ただし、同法同規定による転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。）であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち、別表第1に掲げる者とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としなないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの
- (3) 重度心身障害者医療費助成事業（昭和48年7月23日社会第670号山口県民生部長通知）による医療費の支給を受けることができるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることができるもの
- (5) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者

4 この要綱において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又

は負傷についての社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問介護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が社会保険各法の規定による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（社会保険各法による入院時食事療養又は入院時生活療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額又は生活療養費標準負担額を除いた額とする。）が別表第2に掲げる額（以下「一部負担金の上限額」という。）を超過した場合は、当該超過した額を毎年度予算の範囲内においてひとり親家庭医療費として対象者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

第4条 この要綱によりひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、市長に対し、福祉医療費受給者証交付申請書及び被扶養者確認票に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証または加入者証

(2) 課税及び扶養の状況を記載した書類で市長が必要と認めるもの。ただし、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等を要しないものとする。

(3) ひとり親家庭を証する書類

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請に当たって、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、次に掲げる事項について、同意しなければならない。

(1) 市長が福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、課税状況及び19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。

(2) 市長が、ひとり親家庭の同一生計者の確認のため、住民基本台帳・児童扶養手当の受給の状況を調査すること。

(3) 市長が、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。

(4) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けられる場合、申請及び受領について市長に委任すること。

(5) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けた場合、市長の過払い相当額を市へ返還すること。

(6) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を

市長が確認すること。

- (7) 宇部市ひとり親家庭医療費助成要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

(受給者証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書又は本条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、対象者に対し、福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付の日（更新の場合にあってはその年の8月1日）からその日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、満18歳に達する児童が対象者となるものについては、満18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科を除く。）、高等専門学校（第3学年までの学年に限る。）、又は専修学校（高等過程に限る。）に在学する児童については、在学を証する書類を提出することにより、満20歳に達する日以後の最初の3月31日まで延長することができる。

4 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年6月1日から6月30日までの間に、市長に対し、福祉医療費受給者証更新申請書に前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。

5 前項の申請に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(助成の方法)

第6条 受給者は、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとするときは、市長に対し、福祉医療費交付申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 社会保険各法の規定による一部負担金の支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施期間の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料

(2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その給付金額が記載された書類

2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、受給者証を提示しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、ひとり親家庭医療費の額を決定し、受給者に支払うものとする。

(現物給付による助成)

第7条 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合においては、前条にかかわらず、市長は、当該医療費に関してその者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対

しその者に代わり医療費を支払うことができる。

2 前項の規定により医療費を支払ったときは、当該医療を受けた者に対し前条の規定によるひとり親家庭医療費助成を行ったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による医療費の支払を行う場合において、保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。

(受領の手続)

第8条 受給者は、前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等に対し、受給者の属する保険者又は組合の発行した被保険者証又は組合員証若しくは加入者証に受給者証を添えて提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりこれを提出することができない者であつて、受給者であることが明らかものについては、この限りでない。

(助成の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

(1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであつて、損害賠償を請求することができるとき。

(2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。

(3) 受給者が助成の決定に関する書類で市長が必要と認めるものを提出しないとき。

(4) その他この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱によるひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び受給者に対し、対象者の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。

(変更事項等の届出)

第11条 受給者は次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 加入している医療保険に変更があつたとき。

(3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。

(4) 受給者証を紛失したとき。

(5) 市外へ転出するとき。

(6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。

(7) 生活保護を受けるようになったとき。

(8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき。

(9) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金等を受けたとき。

(10) 婚姻したとき。

(11) 税の申告等により所得の増額や控除の減額があつたとき。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者は、受給者証を破損し、又は紛失した時は、市長に申請してその再

交付を受けることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者又はその家族は、第5条第3項若しくは第4項の規定により受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(ひとり親家庭医療費の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成したひとり親家庭医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき若しくは受けたときは、その金額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

3 受給者及び被保険者は、受給者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けたときは、その金額の限度において、その金額に相当するひとり親家庭医療費を返還しなければならない。

4 市長は、第3条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者及び被保険者からその過払い相当額を市へ返還させるものとする。ただし、市長が保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。

(電子申請)

第14条の2 前条までの規定にかかわらず、第11条に定める規定によりこの要綱の対象者でなくなったとき及び第12条に規定する申請及び届出は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

- 1 次のいずれかに該当する者（以下「対象児童」という。）を養育している者及びその者が養育する対象児童並びに父母のない対象児童であつて、対象児童の同一生計者の全てが市町村民税所得割非課税（年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用について、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の規定によって計算された市町村民税所得割が非課税となる場合も含む）であるもの
  - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科を除く。）、高等専門学校（第3学年までの学年に限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在学する者（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）
- 2 1に規定する対象児童を養育している者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であつて現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの
  - (2) 離婚した者であつて現に婚姻をしていないもの
  - (3) 配偶者の生死が明らかでない者
  - (4) 配偶者から遺棄されている者
  - (5) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない者
  - (6) 配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
  - (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者
  - (8) 婚姻によらないで母又は父となった者であつて、現に婚姻をしていないもの
- 3 1に規定する父母のない対象児童とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 父母（養父母を含む。以下同じ。）と死別した対象児童
  - (2) 父母の生死が明らかでない対象児童
  - (3) 父母から遺棄されている対象児童
  - (4) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない対象児童
  - (5) 父母が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない対象児童
  - (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない対象児童
  - (7) 生存する父母のうちに(2)から(6)までに規定する事情のいずれにも該当しない者が一人もいない対象児童
- 4 1に規定する同一生計者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 対象児童の父又は母（対象児童が父又は母から遺棄される等により、父母のない対象児童に該当する場合は除く。）
  - (2) 対象児童と生計を一にしている児童の直系尊属（父又は母を除く。）
  - (3) 対象児童と生計を一にしている児童の兄姉（生計中心者である場合に限る。）
  - (4) 父母がない対象児童に該当する場合は、対象児童を養育している者及びその養

育者の直系尊属（養育者と生計を一にしている場合に限る。）

別表第2 (第3条関係)

一部負担金の上限額

区 分	一部負担金の上限額	備 考
通 院	500円	一部負担金の上限額は、1診療報酬明細書毎に算定するものとし、満6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者については、0円とする。 (調剤報酬明細書には適用しない。)
入 院	1,000円	